



平成 27 年 4 月 10 日

各 位

会 社 名	株式会社吉野家ホールディングス
代 表 者 名	代表取締役社長 河村 泰貴
コード番号	9861 東証第 1 部
問 合 せ 先	常務取締役グループ企画室長 松尾 俊幸 (TEL 03-4332-9701)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 5 月 21 日開催予定の第 58 期定時株主総会において、「定款の一部変更の件」を議案として付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年 法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、定款に定めることにより、責任限定契約を締結できる会社役員等の範囲が変更されました。これにともない、取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮するとともに、社内外を問わず適任と思われる優秀な人材を招聘し易い環境を整えるため、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる旨の規定、ならびに業務執行取締役等でない取締役および監査役の責任を予め限定する契約(以下「責任限定契約」といいます。)を締結できる旨の規定を新設(変更案第 27 条および第 34 条)し、併せて条数の繰り下げを行うものであります。なお、変更案第 27 条(取締役の責任免除)の新設につきましてはあらかじめ監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

(1) 定款変更のための定時株主総会開催日 平成 27 年 5 月 21 日

(2) 定款変更の効力発生日

取締役および監査役の責任免除に関する規定の新設 平成 27 年 5 月 21 日

以 上

(別紙)

下線は変更部分を示します。

現行定款	変更案
第4章 取締役および取締役会 (新設)	第4章 取締役および取締役会 <u>(取締役の責任免除)</u> <u>第27条</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会(当該責任を負う取締役を除く。)の決議及び監査役の同意によって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第5章 監査役および監査役会 第27条～第32条 (条文省略) (新設)	第5章 監査役および監査役会 第28条～第33条 (現行通り) <u>(監査役の責任免除)</u> <u>第34条</u> <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>
第6章 計算 第33条～第35条 (条文省略)	第6章 計算 第35条～第37条 (現行通り)

以上